

○ 地域包括支援センターに関する法令集

<p>介護保険法</p> <p>第六章 地域支援事業等</p> <p>第百五十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）</p> <p>二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業</p> <p>三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業</p> <p>四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のための必要な援助を行う事業</p> <p>五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通</p>	<p>介護保険法施行令</p> <p>第五章 地域支援事業</p>	<p>介護保険法施行規則</p> <p>第五章 地域支援事業等</p>
<p>3 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。</p> <p>2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業</p> <p>二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のための必要な事業</p> <p>三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための必要な事業</p> <p>1 じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業</p>	<p>(地域支援事業の額)</p> <p>第三十七条の十三 法第百五十五条の三十八第三項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基つて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第百五十五条の三十八に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防事業（法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 法第百二十一條第二項に規定する市町村については、前項の規定を適用する場合においては、給付見込額は、法第四十三條第三項、第四十四條第六項、第四十五條第六項、第五十五條第三項、第五十六條第六項又は第五十七條第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあっては、地域支援事業（介護予防事業を除く。）</p>	<p>29</p>

に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介護予防事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

(利用料)  
第四十條の四十九 法第百十五條の三十八第四項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

4 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

5 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

6 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(地域包括支援センター)  
第百十五條の三十九 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

(法第百十五條の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業)  
第百四十條の五十 法第百十五條の三十九第一項の厚生労働省令で定める事業は、法第百十五條の三十八第一項第一号に掲げる事業であつて、特定の被保険者(第一号被保険者に限る。)に対し行われるもの対象となる者の把握を行う事業とする。

(地域包括支援センターの設置の届出)  
第百四十條の五十一 法第百十五條の三十九第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター(当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業(法第百十五條の三十九第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。))及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。)の名称及び所在地  
二 法第百十五條の四十第一項の委託を受けた者(以下この条において「委託者」という。)であ

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

三 した者をいう。その他これに準ずる者一人  
 前号の規定にかかわらず、次のイからハまでの  
 いずれかに掲げる場合には、地域包括支援センタ  
 ーの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当  
 する区域における第一号被保険者の数に及び、そ  
 れぞれ同表の下欄に定めるところによることができ  
 る。

イ 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の  
 市町村に地域包括支援センターを設置する場合  
 ロ 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十  
 六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する  
 合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律  
 第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する  
 一部事務組合若しくは広域連合であつて、前号  
 の基準によつては地域包括支援センターの効率  
 的な運営に支障があると地域包括支援センタ  
 ー運営協議会（次号に規定する地域包括支援セン  
 ター運営協議会をいう。ハにおいて同じ。）にお  
 いて認められた場合  
 ハ 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件  
 その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の  
 地域包括支援センターを設置することが必要で  
 あると地域包括支援センター運営協議会におい  
 て認められた場合

担当する区域に おける第一号被 保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未 満	前号イからハまでに掲げる 者のうちから一人又は二人
おおむね千人未 満	前号イからハまでに掲げる 者のうちから二人（うち一 人は専らその職務に従事す る常勤の職員とする。）
おおむね二千人 以上三千人未満	専らその職務に従事する常 勤の前号イに掲げる者一人 及び専らその職務に従事す る常勤の前号ロ又はハに掲 げる者のいずれか一人

四 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包

5 地域包括支援センターの設置者（設置者が法  
 人である場合にあつては、その役員）若しくは  
 その職員又はこれらの職にあつた者は、正当な  
 理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を  
 漏らしてはならない。

6 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援セ  
 ンターについて準用する。この場合において、  
 同条の規定に関し必要な技術的講習等は、政令  
 で定める。

7 前各項に規定するもののほか、地域包括支援  
 センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（地域包括支援センターに関する講習等）  
 第三十七条の十四 法第百十五条の三十九第六項の規  
 定による技術的講習等は、次の表のとおりとする。

※表（略）

（地域包括支援センターの職員に対する研修）  
 第三十七条の十五 地域包括支援センター（法第百十  
 五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センタ  
 ーをいう。以下この項において同じ。）の設置者は、  
 厚生労働省令で定めるところにより、その職員に対  
 し、地域包括支援センターの業務に関する知識の修  
 得及び技能の向上を図るための研修を受けさせなけ  
 ればならない。

2 前項の研修は、厚生労働大臣が定める基準に従い、  
 都道府県知事が行うものとする。

（都道府県知事が行う研修）  
 第百四十条の五十四 令第三十七条の十五第一項に  
 規定する研修（以下「主任介護支援専門員研修」  
 という。）は、他の保健医療サービス又は福祉サー  
 ビスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専  
 門員に対する助言、指導その他の介護支援サービ  
 スを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に  
 関する知識及び技術を修得することを目的とし、  
 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を  
 有する介護支援専門員を対象として行われる研修  
 とする。

2 主任介護支援専門員研修の実施に当たっては、  
 当該研修の課程において修得することが求められ  
 ている知識及び技術の修得がなされていることに  
 つき確認する等適切な方法により行われなければな  
 らない。

（実施の委託）

第百十五條の四十 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができる。

2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行われなければならない。

3 前条第五項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。

4 市町村は、第百十五條の三十八第一項第一号及び第二項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

(保健福祉事業)

第百十五條の四十一 市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

○介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)

附則

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際、地域包括支援センター(新介護保険法第百十五條の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。)が設置されないことその他の事情により、介護予防支援(新介護保険法第八條の二第十八項に規定する介護予防支援をいう。)の見込量の確保が困難であると認められる市町村(特別区を含む。

る者)  
第百四十條の五十三 法第百十五條の四十第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四條第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として民法第三十四條の規定に基づき設立された法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適当と認めるものとする。

以下同じ。)にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八條第二号、第十九條第二項、第三十二條から第三十四條まで及び第四章第四節の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、施行日から同項の条例で定める日までの間、当該市町村が行う介護保険の被保険者に対する新介護保険法第十八條(第二号に係る部分を除く。)、第十九條第一項、第二十七條第四項及び第五項、第四十二條の二第一項並びに第四十八條第一項の規定の適用については、新介護保険法第十八條第一号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態(要支援状態を含む。)(一)と、新介護保険法第十九條第一項中「要介護者」とあるのは「要介護者(要支援者を含む。)(一)と、要介護状態区分」とあるのは「要介護状態区分(身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態に係る厚生労働省令で定める区分を含む。次節及び第三節において同じ。)(一)と、新介護保険法第二十七條第四項各号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態(要支援状態を含む。)(一)と、同条第五項第一号中「要介護状態」とあるのは「要介護状態(要支援状態を含む。)(一)と、新介護保険法第四十二條の二第一項中「要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者(認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者に限る。以下この条及び次条において同じ。)(一)と、新介護保険法第四十八條第一項中「要介護被保険者」とあるのは「要介護被保険者(厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者に限る。以下この条及び次条において同じ。)(一)とする。

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(平成十八年厚生労働省令第三十七号)

- 第一章 基本方針(第一条)
- 第二章 人員に関する基準(第二条～第三条)
- 第三章 運営に関する基準(第四条～第二十八条)
- 第四章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第二十九条～第三十一条)
- 第五章 基準該当介護予防支援に関する基準(第三十二条)

第一章 基本方針

第一条 指定介護予防支援(介護保険法(平成十九年法律第二十三号)以下「法」という。)第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に依りて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者(法第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第八條の二十八項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類の又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。)の提供を受ける場合にあつては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法。

い旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法。

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって複製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第三項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を明示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第三項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第五条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。(提供拒否の禁止)

ス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。)以下同じ。の地域包括支援センター(法第十五條の三十九第一項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第二十條の七の一に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自主的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

第二条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)に二以上の員の数を擁する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

第三条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

1 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるとする。

第三章 運営に関する基準  
(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、指定介護予防支援事業者が提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第八条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要を援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前には行われなければならない。

第九条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時には利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する。(身分を証する書類の携行)

第四条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十七條の規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、方針及びサービス計画が第一條に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六條第一項の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法)による提供を受ける旨の承諾又は受けなければならない。

第十条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防サービス計画(法第五十八條第四項に基づき介護予防サービス計画(法第五十八條第二項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(利用料等の受領)

第十一条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援については、前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第五十五條の二十一第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成十七年厚生労働省令第三十六号)第四十條の五第二号に規定する)の議を経なければならないこと

二 委託に当たっては、適切かつ効果的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること

三 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと

四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を拒んではならない。(提供拒否の禁止)

指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第一章、この章及び第四章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

五 一の指定居宅介護支援事業者に委託することができる件数は、当該指定居宅介護支援事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に八を乗じて得た数以下であること。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十三条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村(法第五十三条第七項において読み替えて準用する第四十一条第十項の規定により法第五十三条第六項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。))に委託している場合においては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス事業者が利用者に代わり当該指定介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス費をいう。以下同じ。))として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第十四条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計

画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第十五条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービス(法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。))の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第十六条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

第十七条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者(この章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。))

(運営規程)

第十七条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に関する重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。))として次に掲げる事項を定めるものとする。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務内容

三 営業日及び営業時間

四 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

五 通称の事業の実施地域

六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第十八条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

第十九条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務の補助の業務についてはこの限りでない。

第二十条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第十九条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第二十条 指定介護予防支援事業者は、担当職員

(提示)

第二十一条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第二十二条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすてはならない。

第二十三条 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、そ

の業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。等)において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第二十三条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所において広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第二十四条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを提供する旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることとの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第二十五条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス

等(第六項において「指定介護予防支援等」という。))に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 付けた場合は、当該苦情の内容を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関し、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関し、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合において、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十六条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故

が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第二十七条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第二十八条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 第三十条第三号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防サービス計画

イ 介護予防サービス計画

ロ 第三十条第七号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第三十条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 第三十条第十四号に規定する評価の結果の記録

ホ 第三十条第十五号に規定するモニタリングの結果の記録

三 第十五条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第二十五条第二項に規定する苦情の内容等

の記録  
五 第二十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第四章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### (指定介護予防支援の基本取扱方針)

第二十九条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防(法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ)に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。  
2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるような、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。  
3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。  
一 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。  
二 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすく、よいうに説明を行う。  
三 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようしなければならない。

四 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付(法第十八条第二項に規定する予防給付をいう。以下同じ)の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。  
五 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することとする。  
六 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれた環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現在抱える課題点を明らかにするとともに、介護予防の効果最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。  
イ 運動及び移動  
ロ 家庭生活を含む日常生活  
ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション  
ニ 健康管理

七 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居室を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。  
八 担当職員は、利用者の希望及び利用者につ

いてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。  
九 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地から意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。  
十 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。  
十一 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際に、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。  
十二 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防サービス等に関する指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に関する介護予防の目的、効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下指定介護予防サービス等基準という。)第三十九条第

一 ション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているものとする。  
二十三 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期期入所生活介護又は介護予防短期期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居室における日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期期入所生活介護及び介護予防短期期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。  
二十四 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要なる理由を記載しなければならない。  
二十五 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査意見又は法第三十七条第一項の規定による認定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については記載がある場合には、利用者による趣旨(同条第一項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サ

二 号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回聴取しなければならない。  
十三 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。  
十四 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。  
十五 担当職員は、第十三号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。  
イ 少なくともサービス提供を開始する月(以下この号において「提供開始月」という。)提供開始月の翌月から起算して三月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居室を訪問し、利用者に面接すること。  
ロ 利用者の居室を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防所介護事業所(指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防所介護事業所をいう。)又は指定介護予防所介護事業所(以下「事業所」という。)に規定する指定介護予防所介護サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防所介護サービス等事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利

用者との連絡を実施すること。  
ハ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。  
十六 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に對する照会等により意見を求めることができるものとする。  
イ 要支援認定を受けている利用者が法三十三條第二項に規定する要支援更新認定を受けた場合  
ロ 要支援認定を受けている利用者が法三十三條の二第一項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合  
十七 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。  
十八 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居室において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行うものとする。  
十九 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があつた場合には、居室における生活へ円滑に移行できるように、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。  
二十 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。  
二十一 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテ

サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む」を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

二十六 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(介護予防支援の提供に当たつての留意点)

第三十一条 介護予防支援の実施に当たつては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目標とするのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

二 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

三 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。

四 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行つよう配慮すること。

五 サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。

六 地域支援事業（法第百十五條の三十八に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付法第十八條第一号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう

配慮すること。

七 介護予防サービス計画の策定に当たつては、利用者の個性を重視した効果的なものとする。

八 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第五節 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第三十二条 第一章から前章（第二十五條第六項及び第七項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援（法第五十九條第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第四條第一項中「第十七條」とあるのは、「第三十二條」において準用する第十七條」と、第十條第一項中「指定介護予防支援（法第五十八條第四項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第五十八條第二項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは、「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは、「法第五十九條第二項に規定する特別介護予防サービス計画費の額」と読み替へるものとする。

附則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十條第一項の規定により指定居宅介護支援事業者とみなされた者が指定居宅介護支援の事業を行う事業所であつて、介護保険法第百十五條の二十一第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、平成十八年九月三十日までの間は、第十二條第四号の規定は適用しない。